

異議申出書

令和6年8月5日貴殿が公示した千葉県最低賃金の改正決定に係る千葉地方最低賃金審議会の意見について異議があるので、最低賃金法第12条により下記のとおり異議を申し出る。

記

異議の内容

千葉県最低賃金を1時間1,076円とすることに異議があります。
最低賃金額は、1時間1,500円まで引き上げるとともに、全国一律にすべきと考えます。

異議の理由

私たちは7月22日に千葉労働局に意見書を提出し、最低賃金額を時給1,500円に改定するよう求めました。その主な理由は現在の最低賃金額が、①貯蓄できず冠婚葬祭やつきあいをあきらめ、食事を切り詰めて生活せざるを得ない最低賃金近傍の労働者の生活改善にはつながらないこと。②物価上昇が止まらず実質賃金が下がり続けるもとの、非正規労働者は少しでも条件のいい東京都に職を求めて労働者が流出し、人手不足や人口減少による地方経済の疲弊が深刻化し、労働者が一極集中することにより、密状態を作り出してしまう状況にあること。③昨年改定された時間額1,026円では法定労働時間の場合、年収は200万円程度にしかならず、働く貧困層（ワーキングプア）の状態であることからでした。

また、7月29日に開催された審議会での意見陳述では、正規職員でも最賃近傍で働く労働者が大勢いて、最低賃金の大幅引き上げが労働者の生活改善の重要な役割を果たしている実態を訴えました。

今回の改正額である時給1,076円は中央の目安通り50円の引上げであり、引上げ額そのものは過去最高ですが、物価上昇分の後追いにすぎず、引上げ額が一桁足りないと言わざるを得ません。この金額では低廉な賃金で働く労働者の生活の視点に立った私たちの求める最低賃金額とは大きく乖離したもので、しかも隣接する東京都の最低賃金答申額と87円の格差が温存されるものとなっており納得できるものではありません。

労働者の暮らしを改善し、地域経済を活性化させるためには、最低賃金の抜本的な改善、しかも、現在のような地方間格差をなくし、全国一律で1,500円以上に引き上げることが必要と考えます。

以上のように、憲法第25条や最低賃金法に照らしても不当に低い時間額であり、格差を放置したままでの今回の審議会の意見は全く不十分であり、異議を申し出るものであり、労働局長の判断において改定額の上乗せをおこなうことを求めます。

令和 6年 8月20日

申出者

住所 千葉市中央区長洲1-10-8 自治体福祉センター

氏名 千葉県労働組合連合会 議長

千葉労働局長 殿



異議申出書

令和6年8月5日貴殿が公示した千葉県最低賃金の改正決定に係る千葉地方最低賃金審議会の意見について異議があるので、最低賃金法第12条により下記のとおり異議を申し出る。

記

異議の内容

千葉県最低賃金を1時間1,076円とする千葉地方最低賃金審議会の意見に異議を申し出ます。

最低賃金額は、1時間1,500円以上、もしくは東京と同額の1,163円へ引き上げ、早期に1,500円をめざし、全国一律にすべきと考えます。

異議の理由

私たち自治労連千葉県本部女性部は、県内の自治体に働く「非正規職員」「会計年度任用職員」の割合が5割近く占め、その約8割が女性であること、常勤職員との格差も深刻であること、継続雇用に対する不安が積みまとうこと等、4月10日に提出した最賃審議会へ諮問することを求める要請書の提出の際、最低賃金の水準で働く「会計年度任用職員」(非正規職員)の実態を伝えました。

このたびの改正額が中央の目安どおり50円の引き上げで「過去最高」の引き上げ額と言われていますが、改正額である1,076円では現在の物価上昇には到底追いつかず、法定労働時間の場合、年収ベースでようやく200万を少し超える程度にしかありません。

物価高騰が続く中、「人間らしい生活を送ることができない最低賃金」を脱する金額ではないことは明らかで、自治体に働く「非正規職員」「会計年度任用職員」の生活改善につながるものではありません。

審議会において、「生計費に基づいた水準での議論」、「賃金の底上げ、内需拡大のための議論」、「地域経済の活性化の議論」がされたのか甚だ疑問であり、労働者の生活実態と賃金水準の向上、雇用の安定において納得できるものではありません。

憲法25条や最低賃金法に照らしても不当な水準であり、女性の貧困、子どもの貧困をなくし、地域活性化、住民福祉の増進、中小企業支援策の拡充という観点からも、全国一律で直ちに1,500円以上に引き上げることが必要であることを改めて求めます。

以上、自治労連千葉県本部女性部として、異議を申し出るものです。

令和 6年 8月 20日

申出者

住所 千葉市中央区長洲1-10-8 自治労連千葉県本部女性部 2F
氏名 自治労連千葉県本部 女性部

千葉労働局長 殿



異議申出書

令和6年8月5日貴殿が公示した千葉県最低賃金の改正決定に係る千葉地方最低賃金審議会の意見について異議があるので、最低賃金法第11条第2項及び第12条により下記のとおり異議を申し出る。

記

異議の内容

千葉県最低賃金を1時間1076円とすることについて異議を申し立てます。ただちに全国一律かつ時給1500円に引き上げることを求めます。

異議の理由

最低賃金は労働者の最低限の生活を保障するために政府が定める労働者の時給の下限です。同時に、近年は「正社員の賃金が最低賃金に迫りつつある」などと報じられるように、より多数の労働者の賃金水準に影響を与えざるを得ない状況が生じています。現実問題として、最低賃金制度の社会的役割は拡大しており、だからこそ思い切った引き上げが求められています。30年余りの賃金・雇用破壊の状況を転換するためにも、ただちに最低賃金1500円への引き上げを実施すべきです。最低賃金は、貧困や格差、教育や社会保障、次世代や地域問題など多方面に大きな影響があります。

千葉地方最低賃金審議会として、全国一律で時給1500円とすること、軍事予算を削減して賃金・雇用政策や社会保障に振り向けるなど必要な諸政策について答申および態度表明を求めます。

2024年8月20日

千葉市中央区要町2-8DC会館内

ちば合同労働組合

執行委員長

千葉労働局長 殿

